

令和5年6月教育委員会定例会会議事録

- | | | | |
|---|-------|--|--|
| 1 | 招集年月日 | 令和5年6月22日（木）午前10時00分 | 開会 |
| 2 | 招集場所 | 喜多方市役所本庁舎4階 | 第3委員会室 |
| 3 | 出席者 | 教育長
教育長職務代理者
三番委員
四番委員 | 佐川正人
遠藤一幸
長田聡子
山口謙太郎 |
| 4 | 出席職員 | 教育部長
教育総務課長
学校教育課長
生涯学習課長
文化課長
中央公民館長
学校教育課主幹
文化課主幹
教育総務課長補佐
学校教育課長補佐
生涯学習課長補佐
生涯学習課長補佐
文化課長補佐
中央公民館長補佐 | 遠藤紀雄
佐野仁美
佐藤潤
佐藤洋
伊藤博之
田中勲
外島誠司
片岡洋
塚原和憲
高橋亮慈
齋藤謙市朗
赤城孝夫
大島初枝
中村美恵子 |
| 5 | 閉会 | 午前11時20分 | |

1 開会

教育長 これより令和5年6月の教育委員会定例会を始めます。

2 会期の決定

教育長 続きまして、会期の決定であります。会期については本日1日
としたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

各委員 異議なし

教育長 異議なしということでありますので、会期については本日1日と
いたします。

3 書記の指名

教育長 続いて、書記の指名に移ります。

書記につきましては事務局から教育総務課長補佐を指名したいと
思います。ご異議ございませんでしょうか。

各委員 異議なし

教育長 異議なしということでございますので、書記につきましては教育
総務課長補佐をお願いいたします。

4 会議録の承認

教育長 次に、会議録の承認に入ります。

5月定例会の会議録について、修正等ございましたらお願いいた
します。

各委員 なし

教育長 特にないようですので、会議録についてはこのとおり承認してよ
ろしいでしょうか。

各委員 異議なし

5 報告事項

(1) 行事等の報告

教育長 次に、報告事項に入りますが、説明の前に加筆修正がありました
らお願いいたします。

教育総務課長 追加ということで、本日、お手元のほうにお配りしております報
告第15号について、報告事項に追加ということでよろしくお願いい

たします。

教育長 よろしいでしょうか。

 それでは、まず（１）行事等の報告について説明をお願いいたします。

教育総務課長 １ページをお開きいただきたいと思います。

 行事等の報告でございます。

 前回５月の定例会開会日の５月１１日から昨日までの行事等につきましては、記載のとおり７件でございました。

 日時、行事名、開催場所、出席者は記載のとおりですので、説明は省略させていただきます。

 以上です。

教育長 説明が終わりました。ご質問等ありましたらお願いいたします。

各委員 なし

教育長 それでは、ないようですので、この件についてはこの程度といたします。

（２）教育長の報告

報告第10号 共催及び後援の承認について

教育長 次に、（２）教育長の報告。まず、報告第10号共催及び後援の承認について説明をお願いいたします。

教育総務課長 ２ページをお開き願います。

 報告第10号共催及び後援の承認についてであります。５月定例会以降、共催を１件、後援を13件承認いたしましたので、喜多方市教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則第２条第３項の規定によりご報告するものでございます。

 なお、使用名義はいずれも喜多方市教育委員会であります。

 内容等につきましては所管課から説明をいたします。

生涯学習課長 それでは、生涯学習課所管の共催１件についてご説明申し上げますので、３ページをお開きいただきたいと思います。

 まず、共催でございますが、事業名につきましては、第76回福島県総合スポーツ大会県民スポーツ大会喜多方市予選大会兼耶麻方部大会で、開催日につきましては６月25日、会場につきましては押切川公園体育館の他、記載の会場で行われます。

 以下、記載のとおりでございます。

 以上です。

学校教育課長 それでは、３ページをご覧ください。学校教育課後援の２件についてご報告申し上げます。

 ナンバー１は、C o r d e r D o j o喜多方（子ども向け無料プログラミング）の開催となります。毎月１回となっております。

その下、ナンバー 2、令和 5 年 10 月 27 日 金曜日、第一小学校で第 42 回研究公開が開催されます。

学校教育課は以上でございます。

次に、生涯学習課所管分で、ナンバー 3 から 4 ページのナンバー 10 までの後援 8 件についてご説明申し上げます。

まず、ナンバー 3 の後援でございます。事業名につきましては第 69 回福島県高等学校体育大会会津地区大会で、開催日につきましては 5 月 5 日から 5 月 16 日の日程で、会場につきましては市内の各施設及び会津若松市の各施設で行われました。以下、記載の内容のとおりでございます。

次に、ナンバー 4 の後援でございます。事業名につきましては第 42 回福島県高等学校総合文化祭及び第 73 回福島県高等学校音楽学習発表会で、開催日につきましては 6 月 15 日、16 日の 2 日間で実施されます。会場につきましては會津風雅堂及び喜多方プラザとなります。以下、記載の内容でございます。

4 ページをお願いいたします。

次に、ナンバー 5 の後援でございます。事業名につきましては小学校将棋教室で、開催日につきましては、6 月 24 日の他、記載の日程で全 10 日間行われます。会場は喜多方プラザとなります。以下、記載の内容のとおりでございます。

次に、ナンバー 6 でございます。事業名は第 17 回喜多方レトロ横丁で、開催日につきましては 7 月 15 日、16 日の 2 日間で、会場は喜多方レトロ横丁商店街路上特設会場となります。以下、記載の内容のとおりでございます。

次に、ナンバー 7 の後援であります。事業名につきましては、映画「荒野に希望の灯をともし」上映会で、開催日につきましては 7 月 22 日で、記載の時間帯に 3 回上映となります。会場につきましては喜多方プラザとなります。この映画については、アフガニスタンで 35 年間にわたり、病や干ばつに苦しむ人々に寄り添い続けた医師のドキュメンタリー映画ということでございます。以下、記載のとおりでございます。

次に、ナンバー 8 でございます。事業名が子どもゆめ基金助成活動「全国青年アカデミーキャンプ」で、開催日につきましては、1 回目が 7 月 26 日から 30 日の 5 日間で、2 回目が令和 6 年 3 月 31 日から 4 月 4 日までの 5 日間となり、会場につきましては、ばんだいふれあいぴあとなります。この事業でございますが、全国から集まった中高生の青年たちが、大自然の中で行うキャンプでコミュニケーション能力を図りながら人間形成を図るためのキャンプとなります。以下、記載の内容のとおりでございます。

次に、ナンバー 9 の後援でございます。こちらにつきましては、

事業名が子どもゆめ基金助成事業「桧原湖畔子ども自然体験キャンプ」で、開催日につきまして8月7日から10日までの4日間でございます。会場はばんだいふれあいびあとなります。この事業でございますが、小中学生が自然の中で共同のテント生活をするることにより、親への感謝や命の大切さなど心の教育を育成するためのキャンプとなります。以下、記載の内容のとおりでございます。

次に、ナンバー10の後援でございます。事業名は現代版組踊「獅Leo〜會津宰相氏郷」鶴ヶ城公演で、開催日につきましては令和5年8月12日、13日の2日間で、会場につきましては鶴ヶ城となります。この事業でございますが、会津の礎を築きました武将、蒲生氏郷を主人公とした舞台公演でございます。以下、記載の内容のとおりでございます。

生涯学習課所管分については以上でございます。

文化課長

5ページをお願いいたします。文化課分を申し上げます。

後援のナンバー11、事業名が令和5年度蔵の町喜多方俳句の集い、申請者は樗の会、開催日等は記載のとおりでございます。

続きまして、ナンバー12、事業名が第178回例会「めっきらもつきらどおんどん」劇団風の子北海道公演、申請者はNPO法人喜多方子ども劇場、開催日等は記載のとおりであります。この事業につきましては、劇団風の子北海道が行います全国縦断公演の中で、今回喜多方プラザを会場に開催されるというものでございます。

続きまして、ナンバー13、事業名が第25回MOA美術館全会津児童作品展、申請者はMOA美術館全会津児童作品展実行委員長、開催日等は記載のとおりであります。

この作品展につきましては、小学生が創作活動を通じまして健全育成が図られるよう、情操教育の一環として開催されるというものでございます。

説明は以上でございます。

教育長

それでは、ご質問等ございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

各委員

なし

教育長

ご質問はないようでございますので、この件につきましてはこの程度といたします。

報告第11号 喜多方市教育支援委員会委員の解嘱及び委嘱又は任命について

教育長

続きまして、次に報告第11号喜多方市教育支援委員会委員の解嘱及び委嘱又は任命についてご説明をお願いいたします。

学校教育課長

それでは、6ページをご覧ください。

報告第11号喜多方市教育支援委員会委員の解嘱及び委嘱又は任命

についてであります。

喜多方市教育支援委員会条例第4条の規定に基づき、下記のとおり喜多方市教育支援委員会委員を解嘱及び委嘱又は任命いたしましたので、喜多方市教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則第2条第3項の規定により報告するものであります。

解嘱した者につきましては記載の6名で、解嘱年月日は令和5年3月31日であります。

委嘱又は任命した者は6名で、期間につきましては令和5年5月17日から令和6年5月15日までであります。

以上であります。

教育長 それでは、この件に関してご質問等ありましたらお願いいたします。

長田委員 この委員の任期はもともと2年だと思うのですが、解嘱される方は、異動でない方もここに入っておりまして任期の途中でも、異動にかかわらず解嘱になることというのは、あることなのでしょうか。

学校教育課長 異動いたしますと、その人も入れ替わりますので、入った方は残りの任期を担うということになります。

長田委員 例えば1番の第一中学校の校長先生は異動がないのですけれども解嘱になり、次は第三中学校の校長先生というふうになっていますので、このような形で変わることもあるのでしょうか。

また、異動になって所属が変わってもそのまま委嘱される場合もあるのでしょうか。

学校教育課長 校長会と調整しまして決めているところなので、異動しなくても変わる場合もございます。

長田委員 異動になって所属が変わっても、そのまま継続される場合というのはあるのでしょうか。

学校教育課長 校長会と調整しまして決めているところなので、そのような場合もございます。

教育長 よろしいでしょうか。他にございますでしょうか。

各委員 なし

教育長 ご質問はないようでございますので、この件についてはこの程度といたします。

報告第12号 喜多方市教育支援委員会専門委員の解嘱及び委嘱について

教育長 次に、報告第12号喜多方市教育支援委員会専門委員の解嘱及び委嘱についてご説明をお願いいたします。

学校教育課長 それでは、8ページをご覧ください。

報告第12号喜多方市教育支援委員会専門委員の委嘱についてであります。

喜多方市教育支援委員会条例第7条の規定に基づき、下記のとおり喜多方市教育支援委員会専門委員を委嘱しましたので、喜多方市教育委員会の権限に属する事務の委任に関する規則第2条第3項の規定により報告するものであります。

解嘱者につきましては記載の2名です。解嘱者につきましては、令和5年3月31日です。

委嘱者につきましては記載の2名で、期間につきましては令和5年5月17日から令和6年5月15日までであります。

以上であります。

教育長
各委員
教育長

この件に関してご質問等ありましたらお願いいたします。

なし

では、ご質問等がないようですので、この件についてはこの程度といたします。

報告第13号 喜多方市社会教育関係団体の認定の取消しについて

教育長

次に、報告第13号喜多方市社会教育関係団体の認定の取消しについて説明をお願いいたします。

生涯学習課長

報告第13号喜多方市社会教育関係団体の認定の取消しについてご説明申し上げますので、9ページをご覧くださいと思います。

喜多方市社会教育関係団体に関する規則第8条の規定に基づき、下記のとおり喜多方市社会教育関係団体の認定を取り消したので、喜多方市教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則第2条第3項の規定によりご報告いたします。

団体名等、認定取消日につきましては、次ページ10ページをお開き願います。

ナンバー1とナンバー2の団体の2件で、代表者名、所在地、認定の取消し日につきましては、記載のとおりであります。

認定の取消し事由といたしましては、認定継続取下げ書の提出があったことですが、いずれも会員の減少によりまして運営が困難となったことによるものでございます。

説明は以上です。

教育長

それでは、この件に対しご質問等ありましたらお願いいたします。よろしいですか。

各委員
教育長

なし

ご質問がないようですので、この件についてはこの程度といたします。

報告第14号 令和4年度喜多方市公民館事業実施報告について

教育長

次に、報告第14号令和4年度喜多方市公民館事業実施報告について説明をお願いします。

中央公民館長

報告第14号についてご説明申し上げますので、11ページをお開きください。

報告第14号令和4年度喜多方市公民館事業実施報告についてであります。喜多方市公民館組織運営に関する規則第8条の規定に基づき、令和4年度公民館事業実施状況について下記のとおり報告を受けたので、喜多方市教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則第2条第3項の規定により報告するものでございます。

1 報告内容につきましては、別冊の令和4年度喜多方市公民館事業実施報告書の記載のとおりでございます。

2 報告年月日は、令和5年5月10日でございます。

公民館全体での令和4年度の状況を報告、ご説明申し上げます。

令和4年度につきましては、各公民館とも新型コロナウイルス感染防止対策を講じ、一部事業を制限しながら、新しい生活様式の下、事業内容を工夫しながら実施してまいりましたが、多くの市民が集まる行事である運動会や敬老会等につきましては、事業を実施する難しさがあつたところでございます。

そのほかにも感染拡大の防止の観点から一部中止しました事業もありましたが、参加者のご理解とご協力を得ながら、おおむね計画どおり事業を実施することができたところでございます。

公民館全体で令和3年度と令和4年度の講座数、参加者の延べ人数をお知らせいたしますと、講座数は3年度が346講座に對しまして4年度は352講座で、プラス6講座でございます。参加者は3年度が延べ人数2万8,033人に対し4年度は2万9,054人で、プラス1,021人と参加者数は増加したところでございます。

次に、報告書の内容をご説明申し上げますと、喜多方市教育振興基本計画、生涯学習・生涯スポーツ分野の中期的な施策推進の方針をもとに、各公民館で基本方針、努力目標を定め、計画した事業を実施してまいりました。

事業報告では、基本方針等に対する達成状況及び改善や新規事業等についての実施状況を報告しております。また、実施いたしました学級、講座の回数、参加者人数等を取りまとめ、報告してまいったところでございます。

以上で説明を終わります。

教育長

それでは、この件に関しご質問等ありましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

各委員

なし

教育長

ご質問等がないようですので、この件についてはこの程度といた

します。

報告第15号 喜多方市統括的な地域学校協働活動推進員の解嘱及び委嘱について

教育長 次に、報告第15号喜多方市統括的な地域学校協働活動推進員の解嘱及び委嘱について説明をお願いいたします。

生涯学習課長 それでは、報告第15号についてご説明申し上げますので、追加で配付した追加案件の資料の26ページ、ご覧いただきたいと思います。が、喜多方市統括的な地域学校協働活動推進員の解嘱及び委嘱についてであります。

喜多方市学校協働活動推進員設置要綱に基づきまして、下記のとおり解嘱及び委嘱したので、喜多方市教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則第2条第3項の規定によりご報告するものでございます。

解嘱する者は記載のとおりでございます。解嘱日は令和5年5月31日となります。

委嘱する者につきましては記載のとおりでございます。委嘱期間は令和5年6月19日から令和6年3月31日までとなります。

説明は以上でございます。

教育長 それでは、この件に関しご質問等ありましたらお願いいたします。

各委員 なし

教育長 ご質問等がないようですので、この件についてはこの程度といたします。

6 審議事項

議案第6号 喜多方市教育振興基本計画審議会委員の解嘱及び委嘱について

教育長 それでは、次に審議事項に入りますが、説明の前に加筆修正等ありましたらお願いいたします。

教育総務課長 修正2カ所お願いしたいと思います。

まず、22ページ、お開きいただきたいと思います。

こちらは議案第8号となっておりますが、議案10号ということで修正のほうをお願いいたします。

続きまして、24ページ、お開きいただきたいと思います。

こちらは議案第9号となっておりますが、議案第11号ということで修正のほうをお願いいたします。

教育長 よろしいでしょうか。

それでは、議案第6号喜多方市教育振興基本計画審議会委員の解嘱及び委嘱について説明をお願いいたします。

教育総務課長

では、12ページ、お開きいただきたいと思います。

議案第6号喜多方市教育振興基本計画審議会委員の解嘱及び委嘱についてであります。喜多方市教育振興基本計画審議会条例第3条の規定に基づき、下記のとおり委員を解嘱及び委嘱しようとするものでございます。

この件につきましては、所属に異動があったことによる解職及び委嘱であります。

1 解職する委員は4名で、解職日は令和5年3月31日であります。

2 委嘱候補者は4名で、委嘱の期間は前任者の残任期間となりますので、令和5年10月31日までであります。

なお、区分3号につきましては、こども園、幼稚園、小学校または中学校に在園もしくは在学する幼児、児童もしくは生徒の保護者、区分4につきましては、教育委員会が適当と認める者であります。

説明については以上であります。

教育長

この件に関しご質問等ありましたらお願いいたします。ございませんか。

各委員

なし

教育長

ご質問等がないようですので、この件については可決することとしてよろしいでしょうか。

各委員

異議なし

教育長

異議なしということですので、この件については可決いたしました。

議案第7号 喜多方市学校給食共同調理場及び学校給食センター運営委員の解嘱又は解任及び委嘱又は任命について

教育長

次に、議案第7号喜多方市学校給食共同調理場及び学校給食センター運営委員の解嘱又は解任及び委嘱又は任命について説明をお願いします。

学校教育課長

議案第7号につきまして、14ページをお開きください。

喜多方市学校給食共同調理場及び学校給食センター運営委員の解嘱又は解任及び委嘱又は任命であります。

喜多方市学校給食共同調理場及び学校給食センター条例第3条の規定に基づき、下記のとおり喜多方市学校給食共同調理場及び学校給食センター運営委員解嘱又は解任及び委嘱又は任命をしようとするものでございます。

解嘱又は解任する委員につきましては、記載の15名であります。

次ページ、15ページをお開きください。

解嘱又は解任した日につきましては、令和5年3月31日でございます。

委嘱又は任命した委員につきましては、記載の16名でございます。
委嘱又は任命期間につきましては、委嘱又は任命した日から令和6年7月28日までであります。なお、区分1号が保護者、2号は保健機関の保健所、3号は学識経験者、4号は校長、5号が市職員となっております。

以上でございます。

教育長 それでは、この件に関してご質問等ありましたらお願いいたします。

長田委員 お一人抜けているのではないかなと思うところがありまして、4号のところ、校長先生のお名前が抜けているのではないかなと思うのですね。といいますのは、解嘱の方は4名ですけれども、次のページの委嘱又は任命のところ、5名になっておりますし、昨年7月の定例会のときに、お名前が挙がっていたのですけれども、この3月に退職されているので、校長先生のお名前が抜けているのだと思いますが、いかがでしょうか。

学校教育課長 確認させていただきますので、少しお時間をいただきたいと思います。

教育長 それでは、暫時休議します。

ただいまの案件について時間を要しておりますので、先に案件を進めさせていただいてよろしいでしょうか。

各委員 異議なし

教育長 それでは、この件は一旦保留させていただきます、第8号以下を先に審議することで再開したいと思います。

議案第8号 喜多方市社会教育関係団体の認定について

教育長 それでは、次に議案第8号喜多方市社会教育関係団体の認定について説明をお願いします。

生涯学習課長 それでは、議案第8号喜多方市社会教育関係団体の認定についてご説明申し上げます。

17ページをお開きいただきたいと思います。

喜多方市社会教育関係団体の認定に関する規則第3条及び第4条の規定に基づき、下記の団体を喜多方市社会教育関係団体に認定したいとするものであります。

提案の理由といたしましては、社会教育関係団体の認定申請を受け、新たに認定しようとするものであります。

団体の名称につきましては、きたかた学校給食を考える会とアカデミー虎の穴の2件になります。

団体の概要についてご説明申し上げますので、次ページ、18ページ、19ページをご覧くださいと思います。

まず、ナンバー１のきたかた学校給食を考える会につきましては、申請日、代表者の氏名、結成日、事務所の所在地につきましては、記載のとおりで、この団体の活動の目的及び内容につきましては、学校給食をよりよくすることを目的に、有機肥料によります野菜栽培やイベント、講習会などの企画など、積極的な活動を行っている団体でございます。

この認定にあたりまして、５月10日に開催いたしました会議におきまして、社会教育委員の皆様からご意見をいただいたところでございます。その結果、この団体につきましては、学校給食に関する様々な会議あるいはイベント等を企画・催行し、本市の学校給食の向上に寄与しており、規約においても、団体の目的や役員、総会に関する内容が明記されており、継続的に事業を展開する組織が確立されているなどのご意見をいただいたところでございます。

次に、19ページをご覧いただきたいと思いますが、ナンバー２、アカデミー虎の穴になります。申請日、代表者の氏名、結成日、事務所の所在地につきましては、記載のとおりで、この団体の活動目的及び内容につきましては、卓球競技を通じまして、会員の相互の技術向上及び健康増進、親睦を図ることを目的に、指導者によります技術指導や外部大会の参加など、積極的な活動を行っている団体でございます。

先ほど同様、この団体の認定にあたりまして社会教育委員の皆様からご意見をいただきました。その結果、この団体につきましては、卓球愛好者が集い、親睦を図り、健康増進と技術向上に寄与しており、規約におきましても、団体の目的や役員、総会に関する内容が明記されており、継続的に事業展開する組織が確立されているなどのご意見をいただいたところでございます。

以上のことから、この２つの団体について、社会教育関係団体として認定することは適当であるとのご意見でございました。

説明は以上でございます。

教育長

それでは、この件に関しご質問等ございましたらお願いいたします。よろしいですか。

長田委員

きたかた学校給食を考える会についての質問なのですが、今までこの会の活動としては、事務所の所在地である山都町の給食ということでやっていらして、今回さらに喜多方市全般ということで活動を広げようという流れになって申請されたのか。もともと会員が喜多方市全般でやっていらしたもののなのか、お伺いしたいと思います。

生涯学習課長

こちらのきたかた学校給食を考える会でございますが、事務所は山都町ということでございますが、もともと熱塩加納の給食を参考にして有機栽培を実現していくということで、これらに関して市内

	全域において活動を展開しているというふうなことでございます。
教育長	他にございますでしょうか。
各委員	なし
教育長	ご質問がないようでございますので、この件については可決することとしてよろしいでしょうか。
各委員	異議なし
教育長	異議なしということですので、この件については可決いたしました。

議案第9号 喜多方市スポーツ推進委員の委嘱について

教育長	次に、議案第9号喜多方市スポーツ推進委員の委嘱について説明をお願いいたします。
生涯学習課長	続きまして、議案第9号喜多方市スポーツ推進委員の委嘱についてでございます。 20ページをご覧くださいと思います。 喜多方市スポーツ推進委員設置規則第2条の規定に基づき、喜多方市スポーツ推進委員を下記のとおり委嘱するものでございます。 提案理由につきましては、熱塩加納町体育協会長及び姥堂地区公民館長より推薦があり、新たにスポーツ推進委員を委嘱しようとするものであります。 今回委嘱しようとするものにつきましては、前任者の任期満了に伴い欠員となっていたものでございます。 委嘱候補者につきましては、次ページ、21ページをご覧くださいと思います。 委嘱候補者の氏名、地区名につきましては記載のとおりであり、熱塩加納地区が3名、塩川地区が2名となり、スポーツ推進委員全体で41名となります。 委嘱の期間につきましては、令和5年7月1日から令和7年3月31日までとするものであります。 以上でございます。
教育長	それでは、この件に関しご質問等ある方はお願いいたします。よろしいでしょうか。
各委員	なし
教育長	ご質問等がないようですので、この件に関しては可決することとしてよろしいでしょうか。
各委員	異議なし
教育長	異議なしということですので、この件に関しては可決いたしました。

議案第10号 喜多方市美術館運営協議会委員の委嘱について

- 教育長 次に、議案第10号喜多方市美術館運営協議会委員の委嘱について説明をお願いいたします。
- 文化課長 22ページをお願いいたします。
- 議案第10号喜多方市美術館運営協議会委員の委嘱についてでございますが、喜多方市美術館条例第11条の規定に基づき、協議会委員を委嘱したいとするものでございます。
- 提案理由につきましては、次ページになりますが、委員の任期満了に伴い新たに委員を委嘱しようとするものでございます。
- 22ページにお戻りいただきまして、委嘱候補者につきましては表に記載してございますが、委嘱に関します条例の規定では、学識経験を有する者のうちから委嘱するということになってございます。この条例の規定に基づきまして、再任7名、新任3名の計10名を委嘱したいとするものでございます。
- 委嘱期間につきましては、令和5年6月25日から令和7年6月24日までとするものであります。
- 説明は以上でございます。
- 教育長 それでは、この件に関しご質問等ありましたらお願いいたします。
- 各委員 なし
- 教育長 ご質問等がないようですので、この件に関しては可決することとしてよろしいでしょうか。
- 各委員 異議なし
- 教育長 異議なしということですので、この件に関しては可決いたしました。

議案第11号 喜多方市美術品収集委員会委員の解嘱及び委嘱について

- 教育長 次に、議案第11号喜多方市美術品収集委員会委員の解嘱及び委嘱について説明をお願いいたします。
- 文化課長 24ページをお願いいたします。
- 議案第11号喜多方市美術品収集委員会委員の解嘱及び委嘱についてでございますが、喜多方市美術館条例第12条の規定に基づき、委員を解嘱及び委嘱したいとするものでございます。
- 提案理由につきましては、委員の退任により、その残任期間について新たに委員を委嘱するというものでございますが、この解嘱委員の所属に異動があったことに伴うものでございます。
- 解嘱する委員及び委嘱候補者につきましては、それぞれ記載のとおりでございますが、こちらの委嘱に関する条例の規定では、美術に関して専門的知識を有する者のうちから委嘱するということにな

っております。この規定に基づきまして、委嘱したいとするものでございます。なお、当面、収集委員会は委員5名で構成をしてございます。任期につきましては、委嘱の日から令和6年6月23日までとするものでございます。

説明は以上です。

教育長 この件に関しご質問等ありましたらお願いいたします。

各委員 なし

教育長 ご質問等がないようですので、この件に関しては可決することとしてよろしいでしょうか。

各委員 異議なし

教育長 異議なしということですので、この件に関しては可決いたしました。

教育長 それでは、議案第11号までが終わりましたので、議案第7号について再度審議しますので、説明をお願いします。

学校教育課長 確認に時間を要しまして大変申し訳ありませんでした。

先ほどの14ページにつきまして、記載が漏れておりました。

4号、高郷小学校長の下に、4号、熱塩小学校長ということで加筆のほうをお願いしたいと思います。

以上です。

教育長 この件に関しご質問等ありましたらお願いいたします。

各委員 なし

教育長 ご質問等がないようですので、この件に関しては可決することとしてよろしいでしょうか。

各委員 異議なし

教育長 それでは、ご質問がないということで、議案第7号は可決いたしました。

7 その他

(1) 教育長及び各委員から

教育長 それでは、次にその他に入ります。

まず、私からは特にございませんが、委員の方から何かございますでしょうか。

各委員 なし

(2) 事務局から

・中学校部活動の地域移行に関する現状と今後の取組について

教育長 それでは、次に事務局から、中学校部活動の地域移行に関する現状と今後の取組についてお願いいたします。

それでは、私のほうから、中学校の部活動の地域移行に関する現状と今後の取組についてご説明申し上げたいと思いますので、別冊の資料、A4横の資料をご覧くださいと思います。

まず、資料の2ページのスライドをご覧くださいと思います。

まず、中学校部活動の現状についてでございますが、こちらについては、生徒数と部員数の推移ということで、現在と10年前の平成26年を比較したものでございます。生徒数につきましては年々減少しており、約300人程度減少しております。

その間、中学校の部活動におきまして廃部や新設の部活動はあったものの、部活動に大きな変動はない状況であります。部員数の減少により単独で運営ができないといった問題や、顧問の数の減少はないといった問題があるところでございます。

市内中学校7校のうち、第一中、第二中、第三中と塩川中におきましては、生徒数も多く、多種目の運動部活動と吹奏楽部や合唱部などの文化部もあります。一方で、会北中、山都中、高郷中の3校については生徒数も少なく、運動部活動も限られており、文化部もなく、部活動の選択肢が少ない状況ということでございます。

スライドの3ページをお願いしたいと思います。

次に、合同部活動の状況ということでございますが、先ほども触れましたように、部員数の減少によりまして学校単位での大会参加が困難な部活動もございます。

まず、野球部では、第一中、第二中、第三中の3校が合同で部活動を実施しておりまして、会北中と山都中が西会津中と合同チームを編成しておりまして、大会に出場しているという状況でございます。

一方、サッカー部ですが、サッカー部については、第一中と第二中、第三中と塩川中がそれぞれ合同で部活動を実施しており、ソフトボール部では、第二中と北会津中、塩川中と田島中、桧枝岐中が合同で部活動を実施している状況でございます。

このような状況の下、生徒にとって望ましい部活動の環境の構築、あるいはスポーツクラブ、関係団体の皆様に協力等をいただきながら、中学校部活動の地域移行の取組を進めまして、持続可能な部活動を実現してまいりたいというふうに考えてございます。

次に、スライドの4ページをお願いいたします。

こちらにつきましては、高い指導力を有した部活動指導員の派遣ということでございまして、こちらについては、昨年度から小規模中学校におきまして、専門的な技術指導ができる顧問のいない中学校に競技団体から指導者を派遣いたしまして、部活動の支援を行ったところでございます。

昨年度の実績といたしましては、左の写真が会北中、右側の写真

が高郷中になりますが、卓球の指導、公認コーチの指導派遣ということで実施いたしました。

会北中は、10月から3月までに27回、高郷中については、同じく10月から3月までに12回実施いたしました。

次に、スライドの5ページをご覧くださいと思いますが、こちらについては部活動にない競技、文化活動の指導員の派遣ということで、専門的な指導員の派遣と同様に、昨年度から部活動数が少ない小規模校に学習支援員の派遣を行ったところでございます。

実績といたしまして、会北中の保健体育の授業でダンスを計4回、高郷中も音楽教室で声楽を2回、琴を1回実施したところでございます。

これらの取組の効果といたしまして、一番下に記載してございますが、小規模中学校におけますスポーツ・文化活動の地域格差の是正や、生徒に様々な学習の機会を提供し、生徒の向上心や知識を高めることができたとしております。

次に、6ページのスライドをご覧くださいと思いますが、6ページのスライドについては、地域移行の展開図になりますが、地域移行につきましては、先ほど申しましたように、昨年度からモデル的に指導員派遣事業を実施してきました。今後においてもこれらの事業を継続的に実施したいというふうに考えてございます。

さらには、この図にもあるように、指導員を派遣して生徒が休日の部活動のほうに参加するということで、自主的にスポーツクラブや文化芸術活動へ参加する動機づけをさせるということで、段階的ではありますが、これらの事業を継続することにより、中学校の休日部活動の地域移行が加速化されるというふうに考えてございます。

次に、スライドの7ページをお願いしたいと思います。こちらにつきましては今年度の新たな取組ということで、これまでの地域学校協働活動と部活動の地域移行を合わせて事業を再構築して説明というふうな内容になりますが、まず野球、サッカー、卓球ということで、こちらについて専門的な知識や指導力を有した部活動コーディネーターと、その下にあります小規模中学校を担当します学校区別コーディネーターを配置いたしまして、事業の体制の強化を図りたいとするものでございます。

これらのコーディネーターの主な役割といたしましては、学校や生徒、保護者のニーズを的確に捉えまして、合同部活動の実施あるいは指導者の派遣ということで考えてございます。

今年度から、先ほども申しましたように、地域学校協働活動と休日部活動の地域移行ということで、こちらの2つの事業を包含して事業の体制を図り、取り組んでいきたいというふうに考えてござい

ますが、課題ということで一番下にもありますように、これら事業を進めていくことでやはり問題というふうに捉えているものが、部活動指導者の育成と人材の確保ということで考えてございます。

また、就学援助世帯への対応ということで、部活動を地域で活動する際に、その格差があってはならないということで、やはりそちらの問題も重要なというふうに捉えております。

次に、スライドの8ページのほうをご覧いただきたいと思いますが、こちらについては、先ほども申しましたように、指導者の育成と人材の確保が重要であるということで、こちらについて指導者の育成と人材確保に向けた取組ということで、中学校の休日部活動の地域移行ということで現在想定しているものとしたしましては、市内のスポーツ少年団、現在32団体ございますが、そちらを想定してございます。

現状を申し上げますと、こちらについては、平成30年と比較したものでございますが、登録単位団数と団員数、ともに減少しているという状況でございます。比例してスポーツ少年の指導者についても、高齢化が進みまして減少しているという状況でございます。

このため、スポーツ指導者の育成事業ということで、指導者の資格、スタートコーチの取得費用などを助成いたしまして、若い世代へのスポーツの愛好者の皆さんにも、指導者として活躍していただけるように、今後においても支援してまいりたいというふうに考えてございます。

中学校部活動の地域移行に関する現状と今後の取組ということで説明をさせていただきましたが、以上でございます。

教育長

それでは、何かこの件に関してご質問等ありましたらお願いいたします。

山口委員

7ページのところなのですが、現在は野球、サッカー、卓球で、学校としては、会北中、山都中、高郷中で実施していただいているのですが、将来的に、何年かのうちには、例えば喜多方市内であるとか、あとは塩川町であるとか、そういったところにも徐々に広げていくような計画なのでしょうか。

生涯学習課長

まず、競技別コーディネーターについては、これは一昨年度、学校のほうに聞き取り等をいたしまして、まずこちらのほうが合同で、先ほどもご説明したように、合同での練習や大会出場ということで、まずこちらのほうを優先して支援していただきたいというふうな要望もございましたので、まずはこちらのほうを進めていきたいと考えております。

今後においても、いろんな、先ほども申しましたように、スポーツ以外の文化分野ですとかいろいろございますので、そちらのほうについても、学校や保護者、生徒からのニーズを捉えまして、徐々

にはありますが、そちらのほうについても広げてまいりたいというふうに考えてございます。

その下の学校区別コーディネーターということで、こちらについては、まずは小規模校を支援していくということで、現在、本市においては7校、中学校がございいますが、そちら全てにコーディネーターを配置する予定で今のところ検討してございます。

教育長

よろしいでしょうか。他にございますでしょうか。

教育長職務代理者

3ページに塩川中の記載がありませんが、平成26年度よりも前に野球部がなくなったということなのではないでしょうか。

生涯学習課長

塩川中については単独で実施しているということで、こちらのスライド3ページについては、合同部活動の状況ということで明記させていただきましたので、塩川中については単独で部活動を実施しているという状況でございます。

教育長

よろしいでしょうか。他にございますでしょうか。

教育長職務代理者

5ページの一番下の効果のところ、三角表記ですと、マイナスなイメージに感じるので工夫いただきたいと思います。

生涯学習課長

その辺の表記については、今後工夫して表記するようにしたいと思います。

教育長

他にございますでしょうか。

長田委員

写真や図を使って大変わかりやすく、ありがたいなと思いました。ありがとうございます。

それで、同じく表記のことなのですが、4ページ、5ページ、6ページの辺りなのですが、その学校にその指導者を派遣するという中で、部活動指導員と、それから学習支援員という、派遣する場所への違いでその名称も変わってくるのだと思うのですが、そうしますと、4ページのところに青い字で、青枠の中の中学校の部活動に高い指導力を有した部活動指導員を派遣とあって、その下に学校に指導者を派遣とあるのですが、その次のページだと、青枠の中が指導者を派遣、そしてその下が学習支援員を派遣と、ちょっと書き方が違うような感じなので、枠の中に指導者を派遣で、その下に部活動支援員なり学習支援員にするか、反対にするか、ちょっと書き方を統一していただいたほうがいいと思います。

それは、6ページの1番と2番のところでも、①番、部活動指導者を派遣とあって、②が、本当だったら、1に合わせるのだったら学習支援員を派遣だと思うのですが、ここは指導者になっていますし、この指導者という言葉と、部活動指導員という言葉と、学習支援員という言葉の使い分けをちょっとこの図の中で書き方を統一していただいたほうがいいかなというふうに思いました。

それと、別件で、7ページですが、地域スポーツクラブ活動体制

ということで、やはりこのスポーツがチームを組んだり、それから実際に競技をする中で、人数が少ないと支障が出てくるという緊急な問題だとは思いますが、文化部についても広げていったり、あるいは学習支援員の派遣などもありますので、この事業についてスポーツというふうに入れてしまうと、ちょっとこう、広がり限定されてしまうようなイメージがあり、もともとその文科省から総合型地域スポーツクラブという言葉があったからなのかもしれないのですが、このスポーツって特に入れないといけないのかなというふうにちょっと感じた次第です。

生涯学習課長

いろいろご指摘いただきました。ありがとうございます。

表記の方法については、よりわかりやすく整理したいと思います。

それと、指導員と支援員の関係ですね。そちらについても統一した形で表記するようにしたいというふうに思います。

それと、委員おっしゃったように、地域スポーツクラブの体制整備事業というふうな形にしておりますのでそういった名称になっておりますが、先ほども申しましたように、スポーツだけではなく、文化等についても取組をしていくというふうな流れになりますので、その辺は、例えばスポーツクラブ等とか、その辺の表記についても工夫してまいりたいというふうに考えてございます。

教育長

他にございますでしょうか。

山口委員

8 ページのところなのですが、まとめていただいて大変ありがたいのですが、スポーツ少年団の登録単位団数が平成30年から令和4年までにかかなり結構急激に減っている感じなので、もう11ぐらい減っちゃっているのか、これって本当にその子供の数とか指導者が足りなくて減っているのか、それともこの間、コロナだったので、そのコロナ禍で活動ができなくて、やむなくやめてしまった団体がいっぱい出ちゃっただけなのかというのは、何というか、調べたりとか、把握というのはされているのでしょうか。

生涯学習課長

平成30年からの比較ということで、約11団体減少しておりますが、やはり子供がいなくて、実際、スポーツ少年団も、何というのですか、やめたという団体も幾つかございます。それと併せて、委員おっしゃったように、コロナの影響でやはり活動等もままならないというふうな現状もあったかと思います。それで、結果、11団体、比較すると減少しているというふうな状況でございます。

教育長

他にございますでしょうか。

教育長職務代理者

8 ページの下のところにあるのですが、現在、市の少年団の指導員の方には、こういった資格を所有している人ってどのぐらいいるかわかっているかどうかと、実際、現場で指導するには、こういった資格を持っていたほうが理想的だと思うのですが、その辺はどういったお考えなのでしょうか。

生涯学習課長

このスポーツ少年団のスタートコーチの部分についてであります
が、本市の場合、スポーツ少年団の登録という要件の中に、スタート
コーチの資格を有した者というふうに掲げておりまして、各スポ
ーツ少年団については現在2名の方々、それぞれスタートコーチと
いう形で配置している状況でございます。

やはりこういった、これは日本スポーツ協会の認定している資格
になりますが、そのレベルに合わせて、スタートコーチは最低限の
資格になります。スタートコーチから始まって、コーチ1、2、3、
それから上級のコーチというふうな部分になりますけれども、スポ
ーツ少年団においては、このスタートコーチが必須というふうな形
で、現在、32団体ございますが、各2名ずつ、配置しているという
ふうな状況でございます。

教育長

他にございますでしょうか。

各委員

なし

教育長

なければ、この程度としたいというふうに思います。よろしいで
しょうか。

長田委員

すみません。その育成事業で講習会等と書かれて、これ自体がそ
の編成についてのことだと思うのですが、すみません、ちょっと、
この機会にお願いしたいと思うのは、やはり指導者だけの講習会で
はなくて、やはり児童生徒に対しても、心をつくる、体をつくる、
友達・仲間をつくる、そういうことをいろいろ含めて、スポーツド
クターであるとか、インストラクターであるとか、メンタルトレー
ナーであるとか、いろんな専門というか、せつかくこのような体系
的なすばらしい形をつくっていかうとされている中なので、講習会
等、図っていただけるようにしていただけるといいなというふう
に感じましたので、よろしくお願いします。

教育長

これは要望でよろしいですか。

要望としてよろしくお願いいたします。

それでは、この件についてはこの程度としたいと思います。

それでは、次に事務局からその他ございますでしょうか。

学校教育課長

喜多方市立小中学校適正規模適正配置についてでございます。資
料がございまして、去る6月18日、第15回喜多方市立小中学校適正
規模適正配置審議会を開催いたしましたので、その結果についてご
報告いたします。

第15回審議会では、喜多方市立小中学校適正規模適正配置第1次
実施計画案について審議しました。審議会では、第1次実施計画案
の中身や今後の進め方について、様々なご質問やご意見をいただき
ましたが、提案した内容を基に、地域説明会などの今後の計画策定
作業を進めていくことで了承されたところでございます。

なお、地域説明会については、8月中旬以降を予定しております。

報告は以上です。

教育長 今説明ありましたが、ご質問等ありましたらお願いいたします。

長田委員 各地域でも学校存続についての話し合いを持つなどの動きも出ているのですが、この18日の審議会の内容は、実際にホームページ等でいつアップされることになるのでしょうか。

学校教育課長 議事録については作成中で、資料についてはホームページでアップしているところでございます。

教育長 よろしいでしょうか。

他にございませんか。よろしいでしょうか。

各委員 なし

教育長 それでは、ご質問等がないようでございますので、この件についてはこの程度といたします。

事務局からその他ございますでしょうか。

教育総務課長 その他、特にございません。

8 連絡事項

(1) 令和5年度教育委員会会議の開催日程（案）等について

教育長 それでは、連絡事項に入ります。事務局から説明をお願いいたします。

教育総務課長 では、25ページをお開きいただきたいと思います。

令和5年度の教育委員会の会議の開催日程についてであります。が、記載のとおりで、5月の定例会でお示した内容から変更になっているところを申し上げます。

9月28日の場所についてでございます。第3委員会室となっておりますが、押切川公園体育館会議室で開催いたします。なお、この日は会議終了後、ニュースポーツ等を体験いただくことを計画していますので、近くなりましたら改めてお知らせのほうをさせていただきます。

また、今後の日程につきましては、記載の4件になります。

まず、本日午後1時15分から、庁議室におきまして総合教育会議が開催されます。

その下になります。6月28日は教育委員会の視察研修となります。既にご通知のほうを差し上げておりましたが、改めまして本日机の上のほうに詳細のほうを配付しておりますので、ご確認いただきたいと思います。

なお、今回は、相手方に対して事前質問という形は取らず、当日参加のほうをいただきまして、その場でご質問ということでの予定とさせていただきます。

その下になります。7月25日は県市町村教育委員会連絡協議会会

津ブロック研修会が、またその下になります、8月24日は県市町村教育委員会連絡協議会教育委員・教育長研修会が開催されます。既にご通知のほう、以前に差し上げておりますので、ご出席くださるようお願いいたします。

以上であります。

教育長

この件について何かご質問等ございましたらお願いします。よろしいでしょうか。

各委員

なし

教育長

それでは、ないようですので、連絡事項についてはこの程度いたします。

9 閉会

教育長

以上で令和5年6月の教育委員会定例会を終了いたします。

以上 記録の正確なることを認め、ここに署名する。

教育長 佐 川 正 人

教育長職務代理者 遠 藤 一 幸

三番委員 長 田 聡 子

四番委員 山 口 謙太郎

教育総務課長補佐 塚 原 和 憲

